
○議長（近藤八郎君） ただいまから、休会を解き、令和 4 年下川町議会定例会を再開し、9 月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の 8 人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、傍聴人数を制限しております。

○議長（近藤八郎君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第 123 条の規定により、2 番 中田豪之助 議員及び 3 番 大西 功 議員を指名いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第 2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

我孫子洋昌 議会運営委員長。

○議会運営委員長（我孫子洋昌君） 令和 4 年下川町議会定例会 9 月定例会議の運営について、去る 9 月 7 日に開催いたしました議会運営委員会の審議結果について御報告いたします。

当日は、本会議の開催日程及び審議要領等について審議を行いました。

9 月定例会議の提案事項については、町長提案が 13 件で、内容は、行政報告 1 件、条例改正 2 件、補正予算 6 件、決算認定 2 件、選任同意 1 件、報告 1 件でありました。

また、議会提案は 1 件で、内容は委員会報告 1 件であります。

これらの状況を考慮し、9 月定例会議の審議を要する期間については、本日 9 月 12 日から 22 日の 11 日間とすることとし、本会議については、本日 12 日、14 日及び 22 日の 3 日間とすることといたしました。

次に、町長提案議案等の審議要領等についてであります。令和 4 年度一般会計補正予算（第 5 号）については、総務産業常任委員会に付託し、本会議休会中に審査をしていただき、また、令和 3 年度下川町会計決算認定 2 件は、決算認定特別委員会を設置して審査を付託し、15 日から 21 日の休日を除く 4 日間の日程で審査をしていただくことにいたしました。

その他の町長提出案件 10 件、議会提案 1 件については、提案日に本会議において審議、報告を行うことにいたしました。

次に、一般質問については、9 月 6 日、午前 10 時の通告期限までに 5 名の議員から通告がありました。このことから、9 月 14 日に 5 名の一般質問を行うことにいたしました。

なお、質問方法等は、下川町議会会議条例及び下川町議会会議条例等運用例に基づいて行うこととなります。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありました。委員長の報告のとおり、9月定例会議の審議を要する期間について、本日12日から22日までの11日間としてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、9月定例会議の本会議の審議を要する期間は、本日12日から22日までの11日間といたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第3 「諸般の報告」を行います。
報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。
以上で諸般の報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第4 「行政報告」を行います。
町長。

○町長（谷 一之君） おはようございます。行政報告を述べさせていただく前に、本定例会議開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

間もなく紅葉の彩りを迎える季節となり、日を追うごとに朝夕肌寒い気候になってまいりました。

さて、本年もこの8か月余りを振り返りますと、一昨年1月に国内で発生した新型コロナウイルス感染症に伴う様々な問題により、私どもの住民生活や地域経済に大きく影響を及ぼし、いまだ収束の見えない状況下に置かれており、今後も感染拡大の予防策や生活支援及び経済の回復、さらには生きがいをもたらしている社会活動への支援など、町民の暮らしや活動に対してきめ細やかな対応を図っていかねばならないものと強い意思を抱いているところであります。議員各位、町民の皆様の更なる御理解と御協力をお願いする次第でございます。このような折、議員各位には、時節柄大変御多用のところ、議会9月定例会議に御出席を賜り、心より感謝申し上げます。

本定例会議に提案させていただく議案は、条例案件2件、予算案件6件、認定案件2件、同意案件1件、報告案件1件の計12件であり、ほかに1件について行政報告を述べさせていただくところでございます。議員各位には、議案審査に当たりまして更なる御指導を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、1件の行政報告を述べさせていただきます。

本年度の主要建設工事につきまして、8月末現在の発注状況を御報告申し上げます。

参考資料として、主要建設工事発注状況を添付してございますが、これまでに5回の建設工事入札を実施しており、主要建設工事の発注予定件数33件全てを発注し、発注率は100%となっております。なお、これまでの主要建設工事の発注額は、土木工事が14件で4億4,862万円、建築工事が12件で14億3,221万円、その他工事が7件で2億

1,515万円、合計33件で20億9,598万円となっております。

以上申し上げまして、令和4年度主要建設工事の発注状況の報告といたします。以上、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第5 議案第28号「下川町議会議員及び下川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷一之君） 議案第28号 下川町議会議員及び下川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和4年4月に改正された公職選挙法施行令の一部を改正する政令に伴い、本条例を改正するものであります。

今回の改正は、最近の物価変動に鑑み、選挙運動における「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」、「選挙運動用ポスターの作成」に要する経費の公費負担に係る単価及び上限額が一部改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

なお、本条例は、施行の日以後に、その期日を告示される選挙から適用することといたします。

以上申し上げまして、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 小林総務課長。

○総務課長（小林大生君） それでは私の方から、議案第28号下川町議会議員及び下川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。議案第28号説明資料により御説明をいたします。

本案につきましては、令和4年4月に改正されました公職選挙法施行令の一部を改正する政令に伴いまして、本条例を改正するものでございます。

今回の改正につきましては、最近の物価変動に鑑み、選挙運動における公費負担に係る単価及び上限額が一部改正されたことに伴い、改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、まず表の区分、第2条から第5条、選挙運動用自動車、これの(1)のハイヤー方式、これについては従来どおり変更がございません。(2)のレンタカー方式のうち、自動車借上代…これが1日1万5,800円であったものが、1日1万6,100円に、燃料代が1日7,560円だったものが、1日7,700円に改正となります。運転手の報酬については変更がございません。これによりまして、一番右側の上限額算定根拠の項目に記載しておりますけれども、選挙運動用の自動車の(2)レンタカー方式の

上限額につきましては、自動車借上代が 8 万 500 円、燃料代が 3 万 8,500 円、運転手報酬が 6 万 2,500 円で、合計の上限額は 18 万 1,500 円となります。

次に、第 6 条から第 8 条の関係、選挙運動用ビラについてですが、1 枚当たりの上限額…これまで 7.51 円であったものが 7.73 円に改正となります。上限枚数については変更はございません。これにより上限額は、町議が 1 万 2,368 円、町長が 3 万 8,650 円となります。

次に、第 9 条から第 11 条の関係、選挙運動用ポスターについてですが、1 枚当たりの単価が 525.06 円であったものが 541.31 円に、加算金額が 2 万 5,750 円であったものが 2 万 6,650 円に改正となります。上限枚数については変更はございません。これによりまして、上限額は 1 枚当たり 1,652 円、24 枚全体での上限額は 3 万 9,648 円となります。

なお、本条例につきましては、施行の日以後に、その期日を設定される選挙から適用することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 28 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 6 議案第 29 号「下川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 29 号 下川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和 4 年 10 月 1 日から施行されるに当たり、育児休業の取得回数制限の緩和等が実施されることに伴い、所要の措置を講じるため改正を行うものであります。

今回の改正内容につきましては、非常勤職員の子の出生後 8 週間以内の育児休業の取得要件の緩和及び非常勤職員の子が 1 歳以降の育児休業の取得の柔軟化等の措置を講ずる内容でありまして、国家公務員の措置との権衡を踏まえ、人事院規則及び人事院運用通知に基づき、国家公務員の措置内容と同様に、令和 4 年 10 月 1 日から施行するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 小林総務課長。

○総務課長（小林大生君） それでは、議案第 29 号 下川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明をさせていただきます。議案第 29 号説明資料により御説明をいたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和 4 年 10 月 1 日から施行されることに当たり、育児休業の取得回数制限の緩和などが実施され、また、国家公務員においても人事院規則の一部改正等により所要の措置を講じることとされたことから、国家公務員の組織との権衡を踏まえ、改正を行うものでございます。

法改正の概要につきましては、育児休業等の取得回数制限の緩和といたしまして、1 点目、この表でいくと出生後の右側の部分となりますけれども、育児休業の取得回数が原則 2 回までとなります。これまで原則 1 回であったものが 2 回までという形で緩和されることとなります。

次に、2 点目といたしまして、表の左側部分、この 1 点目に加えまして、子供の出生後 8 週間以内に 2 回まで取得することができることとなり、こちらも現行の 1 回までであったものが緩和されることとなります。

この改正によりまして、例えば夫婦が育児休業を交代できる回数が増える、あるいは父親が子供の出生後、短期間の育児休業を取得し、その後、母親の職場復帰などのタイミングに合わせて、再度育児休暇を取得するなど、柔軟な対応が可能となるものでございます。

これを受けまして、資料の下の方になりますけれども、1 番、下川町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、今回の法改正を踏まえ、下川町職員の育児休

業等に関する条例に定める非常勤職員の育児休業の取り扱いについて、国家公務員の所要の措置と同様に、次のとおり要件緩和を行うものでございます。

一番下のところですね…内容につきましては、まず、第2条におきまして、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件が緩和されております。

非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「子が1歳6か月に達する日まで」にその任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件については、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の出生日から起算して8週間と6か月を経過する日まで」と緩和されております。これにつきましては、従来1歳6か月まで…それまでの期間に任期がないと、この休暇を取得することができなかつたものが、この出生日から起算して8週間と6か月を経過する日まで…これでよくなったということで、期間が短くなる緩和が行われております。

次に、第2条の3、第2条の4におきましては、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化が図られる内容となっております。これによりまして、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を、子が1歳6か月及び2歳到達日とする要件につきまして、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備しております。これにつきましては、1歳以降の育児休業につきまして、配偶者が育児休暇を取得していた場合、その期間の末日の翌日を初日として新たに育児休業を取得できるというものでございます。

次に、第3条及び第11条におきましては、再度の育児休業に係る「条例で定める特別の事情」に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除しております。育児休業等の取得回数制限が緩和されまして、原則2回まで育児休業が取得できるようになることから、育児休業等計画書の仕組みは削除となっております。

第11条におきましては、育児休業等計画書から育児短時間勤務計画書に変更されております。これまで育児休業再度取得の場合につきましては、育児休業等計画書の提出が必要でしたが、この仕組みは廃止となり、より育児休業が取りやすくなる改正となっております。

2の実施時期につきましては、令和4年10月1日から施行となっております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） ただいま提案されております育児休業に関する条例改正というところなんです、これは来月からということ想定してはありますが、現在ですね、下川町職員の方で育児休業の取得の状況というのはどういったところなのでしょうか、分かる範囲で結構ですから教えてください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
小林総務課長。

○総務課長（小林大生君） 職員の育児休業につきましては、現在、施設の職員 1 名が取得中でございます。

○議長（近藤八郎君） 5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） 現在 1 名ということなのですが、これは…条例が改正されることによって積極的な取得が期待されるということもあるんですが、そうすると来年度以降は…出産とかとも関わるのでそれぞれの事情はあるでしょうけれども…これは人数が増えていくような、何か職員への働きかけとか、取りやすくなりますよというような…そういう周知みたいなものは、来月以降は職員に向けて何かする予定はありますでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
小林総務課長。

○総務課長（小林大生君） 今回の条例改正につきましては、非常勤職員の取得がよりしやすくなるという形の内容ですので、非常勤職員の方には通知…職場も含めてですね、必要な通知を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、ここで討論に入ります。
これから、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 29 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 7 議案第 30 号「令和 4 年度下川町一般会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 30 号 令和 4 年度下川町一般会計補正予算（第 5 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 4 年度一般会計の第 5 回目の補正予算でありまして、歳入歳出にそれぞれ 5,989 万円を追加し、総額を 54 億 9,703 万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、緊急を要するもの等でございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、ゼロカーボン推進事業に係る経費及び地域情報通信基盤整備事業に係る経費を計上しております。

民生費では、高齢者応援事業に係る経費を、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に係る経費を計上しております。

農林業費では、農業研修道場運営事業に係る経費、新規就農者支援事業に係る補助金、町有林整備事業に係る経費を計上しております。

商工労働費では、地域間交流施設感染対策事業に係る経費及び移住支援に係る補助金を計上しております。

土木費では、道路橋梁河川維持補修事業に係る経費を計上しております。

教育費では、多目的宿泊交流施設管理事業に係る経費及び公民館・町民会館管理運営事業に係る経費を計上しております。

職員給与費では、退職手当組合負担金に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響で中止した事業の予算を減額計上し、感染症対策に充てることとしているほか、町税、地方交付税、国・道支出金等をそれぞれ計上しております。

また、令和 4 年度の普通交付税の額がこのほど決定いたしましたので、その内容を御報告申し上げます。

今年度の交付決定額は 26 億 9,561 万 9,000 円で、前年度比マイナス 1.7%、4,737 万 9,000 円の減額となりました。

当初予算で計上しております 26 億円に対しましては、9,561 万 9,000 円の増額となりましたことから、増額計上しております。

次に、第 2 表の地方債の変更につきましては、臨時財政対策債の確定に伴い、変更するものであります。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 補正予算の…今回提案されているんですが…編成に当たりまして、基本的なところ…極めて大切でございますので、確認をさせていただきたいと思っております。

本議会の冒頭、町長から挨拶がございました。コロナを契機として、町民生活、経済、大きく影響を及ぼしていると。これら予防、経済回復、社会活動に当たって、きめ細かな対応をしていかなければならないと強く意識している、強い意思を持っているというような趣旨の御挨拶があったかと思えます。

そこで補正予算を見たときに、今回のコロナ対策の予算については、国からの交付金1億1,300万円が、プレミアム商品券が使わなくて余った400万円、それから修学旅行のキャンセル料が34万円ぐらいで、440万円ぐらいですね、その残ったお金をですね、75歳以上の人に2,500円の商品券を配布すると、それからヨックルに冷房施設を作るといふ…いわゆる交付金の残額が出たので、それを使うという予算計上でございます。

そこで、御案内のとおり、交付金というのは今後どんどん国から出されてくると思うんですが、以前コロナが…これ非常に大変な時期なんで、一般財源を投入してでも対策を図っていくってというような趣旨で私は理解しておりましたが、その考え方…交付金の…国からのお金の中で対策をするってというのが…今までもそうだと思うんですけどね、一般財源を投入してでもこの危機に対応していくっていう考え方は変わっていないのかどうか。

それから、今後、国からの交付金が出てから対策を講じると思うんですがね、先ほど町長の御挨拶にあったとおり、今きめ細かな対応をしなければ…この予算に計上しなければいけない時期だと思うんですね。ですから、先取りしながらね…交付金を待ってるのではなくて、そういう意思があるのかなのか。必要に応じては、今議会において追加予算の計上も考えられるのではないかなと思うんですが。

そのへん…2点、主に基本的な事でございますので、大変重要な事だと思うんで、御確認させてください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 先ほども挨拶の中で…一昨年1月に新型コロナウイルス感染症が発生しましてから、令和2年度、令和3年度、そして今年度と、3か年にわたりまして様々な施策を講じてきたところであります。

いずれにいたしましても、町の一般財源だけでは当然この経済対策や生活支援という

のはできないわけでありまして、しっかりと国の動向も見ながらですね、町としてその交付金に依存しながらもですね、町の一般財源…どの程度まで支出が可能なのかというのは今後もしっかり検討してまいりたいと思います。

それから、きめ細やかなと言ったのは、当然、状況をしっかりと調査したり、その聞き取りなどをしながら判断をして、今後も施策の効果の上がるものを図ってまいりたいと、このように考えているところでございますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 30 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第 8 議案第 31 号「令和 4 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 31 号 令和 4 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 4 年度下川町下水道事業特別会計の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 124 万円を追加し、総額を 3 億 7,752 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、下川浄化センター汚泥処理設備の修繕に伴い、施設管理費の需用費を増額計上しており、歳入におきましては、歳出の補正増に伴い、一般会計繰入金を増額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がりましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 31 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 31 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 9 議案第 32 号「令和 4 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 32 号 令和 4 年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 4 年度下川町簡易水道事業特別会計の第 3 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 132 万円を追加し、総額を 5 億 5,667 万円とするものであります。

今回の補正の要因につきましては、令和 3 年度分消費税及び地方消費税の確定に伴うものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、財源調整として、総務管理費の簡易水道施設基金積立金を増額計上しております。

歳入におきましては、財源調整として、簡易水道施設基金繰入金を減額計上するとともに、諸収入として、消費税及び地方消費税還付金を増額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 32 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。
したがって、議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 10 議案第 33 号「令和 4 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 33 号 令和 4 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。
本案は、令和 4 年度国民健康保険事業特別会計予算の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 17 万円を追加し、総額を 5 億 4,343 万円とするものであります。
補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、総務費で、未就学児保険税均等割軽減措置に対する負担金申請等に係る、国保事業報告システムクラウド改修経費を増額計上しております。
歳入におきましては、道支出金を増額計上しております。
以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 33 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。
したがって、議案第 33 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 11 議案第 34 号「令和 4 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 34 号 令和 4 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。
本案は、令和 4 年度後期高齢者医療特別会計予算の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 28 万円を追加し、総額を 6,702 万円とするものであります。
補正の概要を申し上げますと、歳出におきましては、総務費で、医療費窓口負担割合の見直しに伴う被保険者証再交付に係る経費を増額計上しております。
歳入におきましては、町事務費分として、一般会計繰入金を増額計上しております。
以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 34 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。
したがって、議案第 34 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 12 議案第 35 号「令和 4 年度下川町病院事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 35 号 令和 4 年度下川町病院事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 4 年度下川町病院事業会計の第 2 回目の補正予算でありまして、収益的支出におきまして、病院事業費用を 37 万円増額し、支出総額を 5 億 7,629 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、特別損失の過年度損益修正損において、2 月、3 月分の診療報酬の調定額に対する減額分を計上しております。

次に、資本的支出におきまして、78 万円を増額し、支出総額を 4,684 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、院内における既存の照明機器を LED 照明に切り替え、省エネルギー対策及び経費削減を図るため、照明機器のリース料金を計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたします。なお、詳細につきましては、事務長に説明させますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 羽場事務長。

○町立病院事務長（羽場剛健君） 議案第 35 号 令和 4 年度下川町病院事業会計補正予算（第 2 号）につきまして、御説明申し上げます。お配りしております議案第 35 号説明資料の補正予算概要書により説明申し上げます。

今回の補正の主な要因といたしましては、診療報酬の減額に伴うもの及び省エネルギー対策に伴う補正でございます。

まず、収益的収入及び支出におきまして、特別損失としまして、令和 3 年度の令和 4 年 2 月及び 3 月分の診療報酬の返戻分として、過年度損益修正損 37 万円を計上するものでございます。

社保支払基金国保連合会では、各病院の請求内容を審査いたしまして、返戻査定が生じてきます。請求 2 か月後、審査された後に確定額が入金されますけれども、4 月から 1 月分の診療報酬につきましては、年度内において調整しておりますが、病院事業の会計期間が 4 月から 3 月ということから、2 月分と 3 月分の診療報酬につきましては、新年度の過年度分の未収金として取り扱うこととなっております。このことから、査定に伴う減額分は新年度…今年度ですね…今年度における特別損失の過年度損益修正損として予算計上し、未収金への振替処理をして減額分を差し引くものとなりまして、2 月分と 3 月分の返戻額が 37 万 4,457 円となっております。

次に、資本的収入及び支出におきまして、建設改良費で、既存の蛍光灯箇所 426 本を LED 化するため、ひと月当たり 13 万円の LED 照明をリースするもので、これによる電気料削減効果は、リース料金を含めましても削減効果を見込んでおります。本年 10 月から来年 3 月までの 6 か月分の賃貸借として 78 万円を計上するものでございます。これまでの経過といたしましては、7 月に道外の企業さんより提案がございました。主な提案内容といたしましては、入院患者さんのために明るさが調節できる調光タイプである LED であるということ。また、その企業さんの今年度のプロジェクトとしまして、道内における実績を作りたいということでございまして、工事費は企業が御負担していただくということで、LED のリース代のみの負担で済むという内容でございました。

同様の提案内容をですね、町内企業の方に確認させていただきましたが、時期的なものとか含めまして受注は難しいとのことでしたので、町外の数社の企業から見積りを比較した上で、賃貸借契約の手続を今後進めてまいりたいと考えております。

また、リース期間は 7 年間で予定しております。長期継続契約できる 5 年間を超えますことから、債務負担行為として議案第 5 条において提案させていただいております。

本来であれば、このような設備的な予算につきましては、当初予算において計上すべきでございますが、今回の導入は病院の経費削減につながることから、病院においても院内で協議しまして、最善であると判断いたしまして、今回、補正予算として提案させていただきました。

また、削減が予想される電気料につきましては、本来計上すべきでございますけれども、昨今の電気料が燃料費調整単価等により高くなってきております。そのことから、本年度の実績見込みが出た段階におきまして減額提案させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 建設改良費のLED照明について質問したいと思います。

LED照明 426本、主に入院病棟のようなイメージがありましたけど、施行範囲…ここだけにとどまるものなのか、それともほかの所に広がっていくことも含めてっていうか…これから先の見込みも含めて回答いただきたいと思います。

また、減額補正について…ちょっと発言がございました。投資する以上は、どの程度削減されるのか、これは審議する上で大変重要だと思います。現時点での削減見込み…幾らなのか、併せて回答を伺います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

羽場事務長。

○町立病院事務長（羽場剛健君） 今の御質問にお答えいたします。私の方では、調光できるということで、入院病棟と申し上げましたが、病院全体でございます。非常灯も今回は含めております。

あと、削減効果でございますけども、リース代を含めましても…時期によっては差が出てくるんですけども、平均としましては、月2万円から3万円の減額が見込めるということで、先ほど…ちょっと説明し忘れましたが、道内いくつか既に導入している施設、医療機関がございまして、電話で確認させていただきましたところ、特に不具合もなく、サポートも整っていると、後は経費も削減されているところでしたので、そちらの方で検討しました。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 35 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 13 認定第 1 号「令和 3 年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について」及び、日程第 14 認定第 2 号「令和 3 年度下川町公営企業会計決算認定について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 認定第 1 号 令和 3 年度下川町各種会計歳入歳出決算認定及び、認定第 2 号 令和 3 年度下川町公営企業会計決算認定について、一括して提案理由を申し上げます。

両案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、令和 3 年度下川町一般会計、下川町下水道事業特別会計、下川町簡易水道事業特別会計、下川町介護保険特別会計、下川町国民健康保険事業特別会計及び下川町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算認定と、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、令和 3 年度下川町病院事業会計について、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

その内容について申し上げますと、まず、一般会計につきましては、歳入額 61 億 7,684 万 4,000 円、歳出額 59 億 9,704 万 8,000 円で、差引残額 1 億 7,979 万 6,000 円となりますが、繰越明許費繰越額 961 万円を控除し、9,260 万円を決算積立とし、残る 7,758 万 6,000 円を令和 4 年度に繰り越すものでございます。

下水道事業特別会計においては、歳入額 2 億 8,997 万 2,000 円、歳出額 2 億 8,731 万円で差引残額 266 万 2,000 円となりますが、繰越明許費繰越額 2 万円を控除し、残る 264 万 2,000 円を令和 4 年度に繰り越すものでございます。

簡易水道事業特別会計においては、歳入額 1 億 7,177 万 6,000 円、歳出額 1 億 6,854 万 9,000 円で、差引残額 322 万 7,000 円となりますが、このうち 162 万円を決算積立とし、残る 160 万 7,000 円を令和 4 年度に繰り越すものでございます。

介護保険特別会計においては、介護保険事業勘定で、歳入額 5 億 1,244 万 9,000 円、歳出額 4 億 7,372 万 3,000 円で、差引残額 3,872 万 6,000 円となりますが、このうち 1,937 万円を決算積立とし、残る 1,935 万 6,000 円を令和 4 年度に繰り越すものでございます。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入額 3 億 5,440 万 7,000 円、歳出額 3 億 4,216

万 3,000 円で、差引残額 1,224 万 4,000 円となりますが、繰越明許費繰越額 17 万円を控除し、残る 1,207 万 4,000 円を令和 4 年度に繰り越すものでございます。

国民健康保険事業特別会計においては、歳入額 4 億 5,362 万 6,000 円、歳出額 4 億 4,534 万 4,000 円で、差引残額 828 万 2,000 円となりますが、このうち 415 万円を決算積立とし、残る 413 万 2,000 円を令和 4 年度に繰り越すものでございます。

後期高齢者医療特別会計においては、歳入額 6,392 万 7,000 円、歳出額 6,372 万 3,000 円で、差引残額 20 万 4,000 円を令和 4 年度に繰り越すものでございます。

次に、企業会計の内容について申し上げますと、病院事業会計の収益的収支につきましては、収入額 5 億 5,709 万 5,000 円、支出額 5 億 6,370 万円で、差し引き 660 万 5,000 円の当年度純損失となります。

資本的収支につきましては、収入額 1,731 万 5,000 円、支出額で 2,190 万 9,000 円、差し引き 459 万 4,000 円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上、別途配布いたしました決算書により、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由といたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

認定第 1 号及び認定第 2 号については、決算認定特別委員会を設置して付託審査にいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は決算認定特別委員会を設置し、同特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、決算認定特別委員会委員の選任を行います。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、

1 番 齊藤好信 議員。

2 番 中田豪之助 議員。

3 番 大西 功 議員。

4 番 春日隆司 議員。

5 番 我孫子洋昌 議員。

6 番 蓑谷春之 議員。

7 番 小原仁興 議員。

以上のとおり指名したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名いたしましたとおり、特別委員会委員に選任することに決定いたしました。
次に、決算認定特別委員会の委員長及び副委員長の選出をしていただきます。
ここで、正副委員長が選出されるまでの間、休憩といたします。

○事務局長(高屋鋪勝英君) それでは、お知らせいたします。特別委員会委員は、応接室までお越しくくださるようお願いいたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時 7分

○議長(近藤八郎君) それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。
決算認定特別委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、御報告いたします。
委員長には、6番 蓑谷春之 議員。
副委員長には、3番 大西 功 議員。
以上のとおり、決定いたしました。

○議長(近藤八郎君) 日程第15 同意第2号「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長(谷 一之君) 同意第2号 教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、教育委員の^{ますだ} 柘田ともみ氏が、本年9月30日をもって任期満了になりますので、同氏を委員として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

柘田氏は、平成28年7月から、教育委員としてその職責を果たされており、人柄も温厚篤実にして、人格識見ともに優れ、学校教育をはじめ社会教育にも精通されていることから、教育委員として適任であり再任するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御賛同賜り

ますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第2号については、討論を省略することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、同意第2号は討論を省略いたします。

これから、同意第2号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第16 報告第5号「令和3年度決算に基づく下川町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 報告第5号 令和3年度決算に基づく下川町健全化判断比率及び資金不足比率について、御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和3年度決算に係る健全化判断比率と資金不足比率について、監査委員の審査が終了しましたので、意見を付して報告するものであります。

この財政健全化法は、自治体の財政破綻を未然に防ぐため、財政状況をより詳しく把握し、早期に健全化を促すための法律でございまして、健全化判断比率である四つの指標と、公営企業ごとの資金不足比率の財政指標を算定することとなっております。8月16日に監査委員に各比率について審査をいただき、別紙のとおり良好な状態であると御意見をいただいております。

まず、一般会計に赤字がどれくらいあったかを表す実質赤字比率では、早期健全化基準15%以上に対し、赤字がないという結果であり、病院事業会計などを含む全会計を連

結してどれくらい赤字があったかを表す連結実質赤字比率についても、早期健全化基準20%以上に対し、赤字がなく、いずれも数値が表示されない結果でございます。

次に、一般会計が公債費の元利償還金や元利償還金に準ずるものをどれくらい支出しているかを表す実質公債費比率は、早期健全化基準の25%以上に対し、昨年度から0.3%増の6.2%となっております。

また、一般会計において負担する将来の負担額を現在どれくらい持っているかを表す将来負担比率では、早期健全化基準350%以上に対し、昨年度から15.0%減の9.0%となっております。

最後に、公営企業ごとに赤字がどれくらいあったかを表す資金不足比率は、経営健全化基準20%以上に対し、下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計、病院事業会計、いずれも資金不足額がなく、数値が表示されない結果でございます。

このように、健全化判断比率であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、公営企業の資金不足比率の全ての比率が、基準を下回っていることを御報告申し上げます。なお、今後におきましても、将来を見据え、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと存じますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） 以上で報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会といたします。

なお、9月定例会議の再開は、9月14日、午前9時30分ですので、御出席をお願いいたします。以上で終わります。

午前11時13分 散会